

議案第79号

## 静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市病院事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

名称	位置
静岡市立清水病院	静岡市清水区宮加三1231番地

第3条各号を次のように改める。

### (1) 診療科目

内科、血液内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、精神科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科<sup>くう</sup>口腔外科及び病理診断科

### (2) 病床数

一般病床 475床

附 則

この条例は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院の成立の日から施行する。